

新潟県条例第14号

新潟県県税条例の一部を改正する条例

新潟県県税条例（平成18年新潟県条例第10号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正後の欄中項及び号の表示に下線が引かれた項及び号（以下「移動後項等」という。）に対応する同表の改正前の欄中項及び号の表示に下線が引かれた項及び号（以下「移動項等」という。）が存在する場合には当該移動項等を当該移動後項等とし、移動後項等に対応する移動項等が存在しない場合には当該移動後項等（以下「追加項等」という。）を加える。

次の表の改正後の欄中下線が引かれた部分（項及び号の表示並びに追加項等を除く。以下「改正後部分」という。）に対応する同表の改正前の欄中下線が引かれた部分（項の表示を除く。以下「改正部分」という。）が存在する場合には当該改正部分を当該改正後部分に改め、改正後部分に対応する改正部分が存在しない場合には当該改正後部分を加える。

次の表の改正前の欄の表中太線で囲まれた部分を次の表の改正後の欄の表中太線で囲まれた部分に改める。

改 正 後	改 正 前
(法人の課税標準の区分経理)	(法人の課税標準の区分経理)
第30条 (略)	第30条 (略)
2 <u>次の各号に掲げる事業のうち2以上のものを併せて行う法人で事業税の納税義務があるものは、それぞれの事業に関する経理を区分して行わなければならない。</u>	2 <u>電気供給業、ガス供給業（法第72条の2第1項第2号に規定するガス供給業をいう。以下同じ。）、保険業及び貿易保険業とその他の事業とを併せて行う法人で事業税の納税義務があるものは、それぞれの事業に関する経理を区分して行わなければならない。</u>
(1) <u>次号及び第3号に掲げる事業以外の事業</u>	
(2) <u>電気供給業（次号に掲げる事業を除く。）、ガス供給業（法第72条の2第1項第2号に規定するガス供給業をいう。以下同じ。）、保険業及び貿易保険業</u>	
(3) <u>電気供給業のうち小売電気事業等（法第72条の2第1項第3号に規定する小売電気事業等をいう。以下同じ。）及び発電事業等（同号に規定する発電事業等をいう。以下同じ。）</u>	
(法人の事業税の税率等)	(法人の事業税の税率等)
第31条 法人の行う事業（電気供給業、ガス供給業、保険業及び貿易保険業を除く。第4項において同じ。）に対する事業税の額は、次の各号に掲げる法人の区分に応じ、それぞれ当該各号に定める金額とする。	第31条 法人の行う事業（電気供給業、ガス供給業、保険業及び貿易保険業を除く。第3項において同じ。）に対する事業税の額は、次の各号に掲げる法人の区分に応じ、それぞれ当該各号に定める金額とする。
(1)～(3) (略)	(1)～(3) (略)
2 <u>電気供給業（小売電気事業等及び発電事業等を除く。）、ガス供給業、保険業及び貿易保険業に対する事業税の額は、各事業年度の収入金額に100分の1を乗じて得た金額とする。</u>	2 電気供給業、ガス供給業、保険業及び貿易保険業に対する事業税の額は、各事業年度の収入金額に100分の1を乗じて得た金額とする。
3 <u>電気供給業のうち、小売電気事業等及び発電事業等に対する事業税の額は、次の各号に掲げる法人の区分に応じ、それぞれ当該各号に定める金額とする。</u>	
(1) <u>法第72条の2第1項第3号イに掲げる法人</u>	
<u>次に掲げる金額の合計額</u>	
<u>ア 各事業年度の収入金額に100分の0.75を乗じて得た金額</u>	

イ 各事業年度の付加価値額に100分の0.37を
乗じて得た金額

ウ 各事業年度の資本金等の額に100分の0.15
を乗じて得た金額

(2) 法第72条の2第1項第3号ロに掲げる法人
次に掲げる金額の合計額

ア 各事業年度の収入金額に100分の0.75を乗
じて得た金額

イ 各事業年度の所得に100分の1.85を乗じて
得た金額

4 (略)

(環境性能割の納付の方法)

第58条 (略)

2 前項の規定にかかわらず、環境性能割の納税義務者は、情報通信技術を活用した行政の推進等に関する法律（平成14年法律第151号）第6条第1項の規定により同項に規定する電子情報処理組織を使用して道路運送車両法第7条第1項に規定する新規登録（以下「新規登録」という。）又は同法第13条第1項の規定による移転登録（以下「移転登録」という。）の申請を行う場合において、法第747条の2第1項の規定により法第762条第1号に規定する地方税関係手続用電子情報処理組織を使用し、かつ、地方税共同機構を経由して、法第160条第1項（環境性能割の申告納付）の規定による申告書の提出を行うときは、当該登録の申請をした際に、当該登録の申請に係る自動車に係る環境性能割額に相当する現金を納付しなければならない。

(種別割の徴収の方法の特例)

第69条の2 前条の規定にかかわらず、種別割の納税者は、情報通信技術を活用した行政の推進等に関する法律第6条第1項の規定により同項に規定する電子情報処理組織を使用して新規登録の申請を行う場合において、法第747条の2第1項の規定により法第762条第1号に規定する地方税関係手続用電子情報処理組織を使用し、かつ、地方税共同機構を経由して、次条の規定による申告書の提出を行うときは、当該登録の申請をした際に、当該登録の申請に係る自動車に係る種別割を施行規則第9条の16（法第177条の12に規定する総務省令で定める方法）で定める方法により払い込まなければならない。

第74条の2 知事は、古物営業法（昭和24年法律第108号）第3条の規定による許可を受け、古物営業法施行規則（平成7年国家公安委員会規則第10号）第2条第4号の自動車を取り扱う者（以下「中古自動車販売業者」という。）で次に掲げる要件の

3 (略)

(環境性能割の納付の方法)

第58条 (略)

2 前項の規定にかかわらず、環境性能割の納税義務者は、行政手続等における情報通信の技術の利用に関する法律（平成14年法律第151号）第3条第1項の規定により同項に規定する電子情報処理組織を使用して道路運送車両法第7条第1項に規定する新規登録（以下「新規登録」という。）又は同法第13条第1項の規定による移転登録（以下「移転登録」という。）の申請を行う場合において、法第747条の2第1項の規定により法第762条第1号に規定する地方税関係手続用電子情報処理組織を使用し、かつ、地方税共同機構を経由して、法第160条第1項（環境性能割の申告納付）の規定による申告書の提出を行うときは、当該登録の申請をした際に、当該登録の申請に係る自動車に係る環境性能割額に相当する現金を納付しなければならない。

(種別割の徴収の方法の特例)

第69条の2 前条の規定にかかわらず、種別割の納税者は、行政手続等における情報通信の技術の利用に関する法律第3条第1項の規定により同項に規定する電子情報処理組織を使用して新規登録の申請を行う場合において、法第747条の2第1項の規定により法第762条第1号に規定する地方税関係手続用電子情報処理組織を使用し、かつ、地方税共同機構を経由して、次条の規定による申告書の提出を行うときは、当該登録の申請をした際に、当該登録の申請に係る自動車に係る種別割を施行規則第9条の16（法第177条の12に規定する総務省令で定める方法）で定める方法により払い込まなければならない。

第74条の2 知事は、古物営業法（昭和24年法律第108号）第3条第1項の規定による許可を受け、古物営業法施行規則（平成7年国家公安委員会規則第10号）第2条第4号の自動車を取り扱う者（以下「中古自動車販売業者」という。）で次に掲げる

全てに該当するものが、種別割の賦課期日（以下この項において「賦課期日」という。）において、商品として所有し、かつ、展示している自動車（修理等のため展示できないものを除く。）で、道路運送車両法第4条の規定による登録を受け、自動車検査証に記載された所有者名及び使用者名が当該中古自動車販売業者の名義と同一であるものに対しては、種別割を減免することができる。

(1)～(3) (略)

2 (略)

附 則

(法人の事業税の税率の特例)

第17条 租税特別措置法第68条第1項の規定に該当する法人の同項の規定に該当する各事業年度に係る事業税の額は、第31条の規定にかかわらず、次の各号に掲げる事業の区分に応じ、それぞれ当該各号に定める金額とする。

(1) 法人の行う事業（電気供給業、ガス供給業、保険業及び貿易保険業を除く。第2項において同じ。） 次の表の左欄に掲げる金額の区分によって各事業年度の所得を区分し、当該区分に応ずる同表の右欄に掲げる率を乗じて計算した金額の合計額

各事業年度の所得のうち年400万円以下の金額	100分の3.5
(略)	

(2) 電気供給業（小売電気事業等及び発電事業等を除く。）、ガス供給業、保険業及び貿易保険業 各事業年度の収入金額に100分の1を乗じて得た金額

(3) 電気供給業のうち、小売電気事業等及び発電事業等に対する事業税の額は、次に掲げる法人の区分に応じ、それぞれ次に定める金額とする。

ア 法第72条の2第1項第3号イに掲げる法人次に掲げる金額の合計額

(ア) 各事業年度の収入金額に100分の0.75を乗じて得た金額

(イ) 各事業年度の付加価値額に100分の0.37を乗じて得た金額

(ロ) 各事業年度の資本金等の額に100分の0.15を乗じて得た金額

イ 法第72条の2第1項第3号ロに掲げる法人次に掲げる金額の合計額

(ア) 各事業年度の収入金額に100分の0.75を乗じて得た金額

(イ) 各事業年度の所得に100分の1.85を乗じて得た金額

要件の全てに該当するものが、自動車税の賦課期日（以下この項において「賦課期日」という。）において、商品として所有し、かつ、展示している自動車（修理等のため展示できないものを除く。）で、道路運送車両法第4条の規定による登録を受け、自動車検査証に記載された所有者名及び使用者名が当該中古自動車販売業者の名義と同一であるものに対しては、種別割を減免することができる。

(1)～(3) (略)

2 (略)

附 則

(法人の事業税の税率の特例)

第17条 租税特別措置法第68条第1項の規定に該当する法人の同項の規定に該当する各事業年度に係る事業税の額は、第31条の規定にかかわらず、次の各号に掲げる事業の区分に応じ、それぞれ当該各号に定める金額とする。

(1) 法人の行う事業（電気供給業、ガス供給業、保険業及び貿易保険業を除く。） 次の表の左欄に掲げる金額の区分によって各事業年度の所得を区分し、当該区分に応ずる同表の右欄に掲げる率を乗じて計算した金額の合計額

各事業年度の所得のうち年400万円以下の金額	100分の5
(略)	

(2) 電気供給業、ガス供給業、保険業及び貿易保険業 各事業年度の収入金額に100分の1.3を乗じて得た金額

2 (略)

(自動車税の種別割の税率の特例)

第20条 (略)

2 次に掲げる自動車(自家用乗用車等を除く。)が平成30年4月1日から平成31年3月31日までの間に初回新規登録を受けた場合には令和元年度分の自動車税の種別割(法第177条の10第1項又は第2項の規定により当該自動車の所有者に対して月割をもって課されるものに限る。)に限り、当該自動車が平成31年4月1日(自家用乗用車等にあつては、令和元年10月1日)から令和2年3月31日までの間に初回新規登録を受けた場合には令和2年度分の自動車税の種別割に限り、当該自動車が令和2年4月1日から令和3年3月31日までの間に初回新規登録を受けた場合には令和3年度分の自動車税の種別割に限り、当該自動車の自動車税の種別割の税率は、1台につき、附則別表第1の自動車の区分の欄に掲げる自動車の区分に応じ、それぞれ同表の最大軽減税率の欄に掲げる額とする。

(1) (略)

(2) 天然ガス自動車のうち、道路運送車両法第41条第1項の規定により平成30年10月1日以降に適用されるべきものとして定められた法第149条第1項第2号イに規定する排出ガス保安基準で施行規則で定めるものに適合するもの又は同号ロに規定する平成21年天然ガス車基準(以下この号において「平成21年天然ガス車基準」という。)に適合し、かつ、窒素酸化物の排出量が平成21年天然ガス車基準に定める窒素酸化物の値の10分の9を超えないもので施行規則で定めるもの

(3) (略)

(4) ガソリン自動車のうち、窒素酸化物の排出量が法第149条第1項第4号イ(1)(i)に規定する平成30年ガソリン軽中量車基準(次項第1号において「平成30年ガソリン軽中量車基準」という。)に定める窒素酸化物の値の2分の1を超えないもの又は窒素酸化物の排出量が同条第1項第4号イ(1)(ii)に規定する平成17年ガソリン軽中量車基準(次項第1号において「平成17年ガソリン軽中量車基準」という。)に定める窒素酸化物の値の4分の1を超えないものであって、エネルギー消費効率が同条第1項第4号イ(2)に規定する令和2年度基準エネルギー消費効率(以下この条において「令和2年度基準エネルギー消費効率」という。)に100分の130を乗じて得た数値以上のもので施行規則で定めるもの

(5) 石油ガス自動車のうち、窒素酸化物の排出量が法第149条第1項第5号イ(1)(i)に規定する

2 (略)

(自動車税の種別割の税率の特例)

第20条 (略)

2 次に掲げる自動車(自家用乗用車等を除く。)が平成30年4月1日から平成31年3月31日までの間に初回新規登録を受けた場合には平成31年度分の自動車税の種別割(法第177条の10第1項又は第2項の規定により当該自動車の所有者に対して月割をもって課されるものに限る。)に限り、当該自動車が平成31年4月1日(自家用乗用車等にあつては、同年10月1日)から平成32年3月31日までの間に初回新規登録を受けた場合には平成32年度分の自動車税の種別割に限り、当該自動車が平成32年4月1日から平成33年3月31日までの間に初回新規登録を受けた場合には平成33年度分の自動車税の種別割に限り、当該自動車の自動車税の種別割の税率は、1台につき、附則別表第1の自動車の区分の欄に掲げる自動車の区分に応じ、それぞれ同表の最大軽減税率の欄に掲げる額とする。

(1) (略)

(2) 天然ガス自動車のうち、道路運送車両法第41条の規定により平成30年10月1日以降に適用されるべきものとして定められた法第149条第1項第2号イに規定する排出ガス保安基準で施行規則で定めるものに適合するもの又は同号ロに規定する平成21年天然ガス車基準(以下この号において「平成21年天然ガス車基準」という。)に適合し、かつ、窒素酸化物の排出量が平成21年天然ガス車基準に定める窒素酸化物の値の10分の9を超えないもので施行規則で定めるもの

(3) (略)

(4) ガソリン自動車のうち、窒素酸化物の排出量が法第149条第1項第4号イ(1)(i)に規定する平成30年ガソリン軽中量車基準(次項第1号において「平成30年ガソリン軽中量車基準」という。)に定める窒素酸化物の値の2分の1を超えないもの又は窒素酸化物の排出量が同条第1項第4号イ(1)(ii)に規定する平成17年ガソリン軽中量車基準(次項第1号において「平成17年ガソリン軽中量車基準」という。)に定める窒素酸化物の値の4分の1を超えないものであって、エネルギー消費効率が同条第1項第4号イ(2)に規定する平成32年度基準エネルギー消費効率(以下この条において「平成32年度基準エネルギー消費効率」という。)に100分の130を乗じて得た数値以上のもので施行規則で定めるもの

(5) 石油ガス自動車のうち、窒素酸化物の排出量が法第149条第1項第5号イ(1)(i)に規定する

平成30年石油ガス軽中量車基準（次項第2号において「平成30年石油ガス軽中量車基準」という。）に定める窒素酸化物の値の2分の1を超えないもの又は窒素酸化物の排出量が同条第1項第5号イ(1)(ii)に規定する平成17年石油ガス軽中量車基準（次項第2号において「平成17年石油ガス軽中量車基準」という。）に定める窒素酸化物の値の4分の1を超えないものであって、エネルギー消費効率が令和2年度基準エネルギー消費効率に100分の130を乗じて得た数値以上のもので施行規則で定めるもの

(6) (略)

3 次に掲げる自動車（自家用乗用車等を除く。）が平成30年4月1日から平成31年3月31日までの間に初回新規登録を受けた場合には令和元年度分の自動車税の種別割（法第177条の10第1項又は第2項の規定により当該自動車の所有者に対して月割をもって課されるものに限る。）に限り、当該自動車が平成31年4月1日（自家用乗用車等にあっては、令和元年10月1日）から令和2年3月31日までの間に初回新規登録を受けた場合には令和2年度分の自動車税の種別割に限り、当該自動車が令和2年4月1日から令和3年3月31日までの間に初回新規登録を受けた場合には令和3年度分の自動車税の種別割に限り、当該自動車の自動車税の種別割の税率は、1台につき、附則別表第1の自動車の区分の欄に掲げる自動車の区分に応じ、それぞれ同表の中間軽課税率の欄に掲げる額とする。

(1) ガソリン自動車のうち、窒素酸化物の排出量が平成30年ガソリン軽中量車基準に定める窒素酸化物の値の2分の1を超えないもの又は窒素酸化物の排出量が平成17年ガソリン軽中量車基準に定める窒素酸化物の値の4分の1を超えないものであって、エネルギー消費効率が令和2年度基準エネルギー消費効率に100分の110を乗じて得た数値以上のもので施行規則で定めるもの

(2) 石油ガス自動車のうち、窒素酸化物の排出量が平成30年石油ガス軽中量車基準に定める窒素酸化物の値の2分の1を超えないもの又は窒素酸化物の排出量が平成17年石油ガス軽中量車基準に定める窒素酸化物の値の4分の1を超えないものであって、エネルギー消費効率が令和2年度基準エネルギー消費効率に100分の110を乗じて得た数値以上のもので施行規則で定めるもの

4・5 (略)

平成30年石油ガス軽中量車基準（次項第2号において「平成30年石油ガス軽中量車基準」という。）に定める窒素酸化物の値の2分の1を超えないもの又は窒素酸化物の排出量が同条第1項第5号イ(1)(ii)に規定する平成17年石油ガス軽中量車基準（次項第2号において「平成17年石油ガス軽中量車基準」という。）に定める窒素酸化物の値の4分の1を超えないものであって、エネルギー消費効率が平成32年度基準エネルギー消費効率に100分の130を乗じて得た数値以上のもので施行規則で定めるもの

(6) (略)

3 次に掲げる自動車（自家用乗用車等を除く。）が平成30年4月1日から平成31年3月31日までの間に初回新規登録を受けた場合には平成31年度分の自動車税の種別割（法第177条の10第1項又は第2項の規定により当該自動車の所有者に対して月割をもって課されるものに限る。）に限り、当該自動車が平成31年4月1日（自家用乗用車等にあっては、同年10月1日）から平成32年3月31日までの間に初回新規登録を受けた場合には平成32年度分の自動車税の種別割に限り、当該自動車が平成32年4月1日から平成33年3月31日までの間に初回新規登録を受けた場合には平成33年度分の自動車税の種別割に限り、当該自動車の自動車税の種別割の税率は、1台につき、附則別表第1の自動車の区分の欄に掲げる自動車の区分に応じ、それぞれ同表の中間軽課税率の欄に掲げる額とする。

(1) ガソリン自動車のうち、窒素酸化物の排出量が平成30年ガソリン軽中量車基準に定める窒素酸化物の値の2分の1を超えないもの又は窒素酸化物の排出量が平成17年ガソリン軽中量車基準に定める窒素酸化物の値の4分の1を超えないものであって、エネルギー消費効率が平成32年度基準エネルギー消費効率に100分の110を乗じて得た数値以上のもので施行規則で定めるもの

(2) 石油ガス自動車のうち、窒素酸化物の排出量が平成30年石油ガス軽中量車基準に定める窒素酸化物の値の2分の1を超えないもの又は窒素酸化物の排出量が平成17年石油ガス軽中量車基準に定める窒素酸化物の値の4分の1を超えないものであって、エネルギー消費効率が平成32年度基準エネルギー消費効率に100分の110を乗じて得た数値以上のもので施行規則で定めるもの

4・5 (略)

附 則

(施行期日等)

1 この条例は、地方税法等の一部を改正する法律（令和2年法律第 号。以下「改正法」という。）の施行の日

から施行する。ただし、次の各号に掲げる改正及び規定は、当該各号に定める日から施行する。

- (1) 第58条及び第69条の2の改正、第74条の2の改正(「第3条第1項」を「第3条」に改める部分を除く。)、
附則第17条第1項第1号の改正並びに同項第2号の改正(「電気供給業」の次に「(小売電気事業等及び発電事業等を除く。)」を加える部分を除く。)並びに次項の規定 公布の日
- (2) 第74条の2の改正(「第3条第1項」を「第3条」に改める部分に限る。)及び附則第20条第2項第2号の改正 令和2年4月1日

2 この条例による改正後の新潟県県税条例(以下「新条例」という。)附則第17条第1項第1号及び第2号(事業税の金額に係る部分に限る。)の規定は、令和元年10月1日以後に開始する事業年度に係る法人の事業税から適用する。

(事業税に関する経過措置)

3 新条例第31条並びに附則第17条第1項第2号(事業税の金額に係る部分を除く。)及び第3号の規定は、この条例の施行の日以後に開始する事業年度に係る法人の事業税について適用し、同日前に開始した事業年度に係る法人の事業税については、なお従前の例による。

(この条例の失効)

4 この条例の規定は、改正法が成立しないとき、その他改正法による改正後の地方税法(昭和25年法律第226号)の規定の内容が当該規定に対応する新条例の規定の内容と異なることとなるときは、その限りにおいてその効力を失う。